第2回 野田市行政改革推進委員会

令和3年11月25日(木) 午前10時から 保健センター3階 大会議室

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 議 事
 - (1)野田市行政改革大綱の一部見直し(素案)について
 - (2) パブリック・コメント手続の実施について
 - (3) 令和2年度野田市行政改革大綱実施計画の取組状況について
 - (4) その他
- 4 閉 会

野田市行政改革大綱の一部見直し(素案)に対するパブリック・コメント手続を実施します。

1 意見を募集する趣旨

市では、平成30年4月に改訂した野田市行政改革大綱に基づき、財政の健全化や民間活力の有効活用などによる行政改革を強力に進めております。

超高齢社会の到来等に伴う、社会保障費の急激な増加や、将来的な生産年齢人口の減少に伴う市税の減少等、多くの課題に直面しており、今後、持続可能な行政経営を行っていくためにも、更なる行政改革の実行による財政基盤の強化が必要な状況となっております。

現行の行政改革大綱につきましては、令和元年度から6年度までの6年間を計画期間としてまいりましたが、行政需要の変化に的確に対応するため、3年目となる3年度に一部見直しをする必要があります。

この度、野田市行政改革大綱の一部見直し(素案)がまとまりましたので、お知らせするとともに、皆さんから広くご意見、ご提案を頂きたく、次の方法でパブリック・コメント手続を実施します。

2 パブリック・コメント手続の実施根拠

野田市パブリック・コメント手続条例第3条第2号 「市の基本的な政策に関する計画の策定又は変更」

3 意見を募集する政策等の案及び参考資料

- ① 政策等の案
 - ◆ 野田市行政改革大綱の一部見直し(素案)

4 政策等の案等の入手方法

- ◆ 市ホームページ内 「パブリック・コメント」からダウンロード
- ◆ 文書閲覧
 - · 市役所 5 階行政管理課(担当課)
 - ・市役所1階行政資料コーナー
 - ・いちいのホール1階行政資料コーナー
 - •各公民館(中央、東部、南部梅郷、北部、川間、福田、関宿中央、関宿、二川、 木間ケ瀬)
 - ・各図書館(興風、南、北、せきやど)
 - ・ 生涯学習センター

5 意見の募集期間

令和4年1月5日(水曜日)から令和4年2月3日(木曜日)まで

6 意見を提出できる方

市内に住所を有する方、市内に事務所又は事業所を有する方、市内に通勤又は通学している方、「野田市行政改革大綱」に利害関係を有する方

7 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

◇郵送の場合	〒278-8550 野田市鶴奉7番地の1 野田市役所 総務部行政管理課 宛て ※令和4年2月3日の消印有効(募集期間最終日)
	○市役所 5 階 行政管理課(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)受付時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで◇意見投函箱
◇持参の場合	 ○市役所1階総合案内 ○いちいのホール1階関宿支所 (土曜日、日曜日及び祝日を除く。) 受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで ○各公民館、各図書館、生涯学習センター (休館日を除く。) 受付時間:各施設とも開館時間内
◇ファクシミリの場合	(FAX 番号) 04-7123-1074
◇電子メールの場合	市ホームページから送信できます。
◇ちば電子申請サービ スの場合	ちば電子申請サービスから提出できます。 市ホームページ内のオンラインサービス「ちば電子申請サ ービスについて」をご確認ください。

8 意見を提出する書式について

意見提出用紙を用意しておりますのでご利用ください。

なお、<u>野田市行政改革大綱の一部見直し(素案)に対する意見</u>と書いて、住所、氏名 (法人その他の団体にあっては、所在地、団体名及び代表者氏名)、ご意見等が明記さ れたものであれば任意様式でも構いません。

9 意見の取扱い

提出されたご意見の概要やご意見に対する市の考え方などは、住所、氏名など個人情報を除いて市ホームページで公表する予定です。

ただし、募集の趣旨と直接関係のないご意見等については、パブリック・コメント手 続の意見として取り扱いません。また、ご意見を頂いた方への回答は行いませんのであ らかじめご承知おきください。

10 問合せ先

総務部行政管理課

電話 04-7125-0190 (直通)

野田市行政改革大綱 一部見直し (素案)

令和4年●月改訂

野田市

今回のパブリック・コメント手続は、枠で囲まれた項目について実施いたします。枠で囲まれていない項目は、対象外です。

目 次

第1章 策定の背景
1 行政改革の必要性
2 これまでの取組
3 社会環境の変化
4 将来人口
5 野田市の財政状況
6 財政の見通し
7 行政改革大綱の基本的考え方
7 1] 政战单人制仍基本的考入力
第2章 具体的な取組方針
第2章 兵体的な取組力到 1 事務事業の見直し
(1) 市民との協働
(2) 民間活力の有効活用
③ 行政サービスの在り方の検討
(4) 外郭団体等の見直し
(5) 財政運営の健全化
⑥ 情報化の推進
2 組織等の見直し
(1) 組織機構の見直し
② 定員の適正化
③ 給与の適正化
(4) 職員の資質の向上
3 公共施設等の適正な維持管理
(1) ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の
基本方針の推進
② 民間施設の有効活用
③ 公有財産の有効活用
⑷ 行政サービスの広域化

第2章 具体的な取組方針

1 事務事業の見直し

(2) 民間活力の有効活用

【見直し前】

③ 現業部門の業務の民間委託

引き続き、現業部門については、退職不補充とし、順次、民間委託や指 定管理者制度等を導入する。

新清掃工場の稼働に当たっては、運転管理及び収集の部門共に全面委託する。

なお、現在稼働している清掃工場や収集部門については、財政効果も踏まえ、再任用職員制度を有効に活用する。

補修事務所の業務については、委託よりも直営による対応が迅速に行える場合もあることから、直営と委託との比較検証を行い、今後の方向性を検討する。

【見直し後】

③ 現業部門の業務の民間委託

引き続き、現業部門については、退職不補充とし、順次、民間委託や指定管理者制度等を導入する。

新清掃工場の稼働に当たっては、運転管理及び収集の部門共に全面委託する。

なお、現在稼働している清掃工場や収集部門については、財政効果も踏まえ、再任用職員制度を有効に活用する。

補修事務所の業務については、直営と委託との比較検証を行った結果、 直営の方が迅速に対応できることから直営とする。今後、直営で対応する ための体制と機能強化を図っていく。

2 組織等の見直し

【見直し前】

(1) 組織機構の見直し

本市では、効率的な組織を目指し、27 年度に自然経済推進部を新設、29 年度には市政推進室を新設し、1 室 11 部の体制となり、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するための組織機構の見直しを進めてきた。

今後においても、社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に 対応していくためには、市民に分かりやすい効率的な組織体制の確保に向 けた抜本的見直しや、組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要があ る。

① 組織の統廃合と組織体制の整備

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくこととする。

- ○31 年度に、次の組織の新設及び移管を行う。
 - ・自然経済推進部に魅力推進課を設置する。
 - ・生涯学習部の社会体育課をスポーツ推進課に変更し、市長部局の自然経済推進部へ移管する。
- ○32 年度に(仮称)子ども部の新設を検討する。
 - ・31 年度は、子どもに関する窓口の一本化を図るため、庁内ワーキング グループでの意見を集約し、32 年度に(仮称)子ども部の設置を目指す。

また、教育委員会制度改革については、総合教育会議において、「市長から調整・協議を申し出ることができる協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。」という仕組みの構築により、教育行政における政治的中立性、継続性及び安定性が確保されており、今後もこの考え方を堅持していく。

なお、「総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができ

る協議題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。」 との表記では、本来行われるべき自由な意見交換ができないと、市民から誤 解を招くような表現となっているため、次のとおり明確化する。

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会 が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・総合教育会議の事務局は教育委員会事務局に置き、原案の作成等の協議題の調整を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議 題及び協議事項は、予算等の首長の権限に関わる事項に限定する。
- ・総合教育会議においては、首長、教育委員が互いの立場を尊重しつつ自 由な意見交換を行うものとする。

② 附属機関の整理合理化

(省略)

【見直し後】

(1) 組織機構の見直し

本市では、効率的な組織を目指し、27 年度に自然経済推進部を新設、29 年度には市政推進室を新設し、1室11部の体制となり、複雑・多様化しつつ増大する行政需要に的確に対応した行政サービスを提供するための組織機構の見直しを進めてきた。

今後においても、社会経済環境の変化に伴う新たな行政課題等に的確に 対応していくためには、市民に分かりやすい効率的な組織体制の確保に向 けた抜本的見直しや、組織を有効に機能させる体制の整備を図る必要があ る。さらに、組織機構の見直しとともに、機動的な組織にするためには、職 員研修などを活用して職員の意識改革を強力に推し進める対策を講じる必 要がある。

① 組織の統廃合と組織体制の整備

行政需要の変化に的確に対応するため、行政需要に応じて部・課の組織について新設、統合、廃止を進める。組織の見直しに当たっては、簡素で効率的な組織を基本としつつ、柔軟で機動的な組織体制とするよう常に検証を進めていくこととする。

- ○4年度に、次の組織の新設及び移管を行う。
 - ・児童家庭部を健康子ども部に、保健福祉部を福祉部に名称変更し再編・強化する。
 - ・魅力推進課、広報広聴課の広報部門、商工観光課の観光部門を集約し、 臨時的・実験的な組織として、市長直轄の広報戦略室を特命担当として 新設する。
 - ・広報広聴課の広聴部門については、総務課へ移管する。
 - ・商工観光課の商工業務及び労政業務を担当する課として、商工課に名称 変更する。
 - ・保健センター(関宿保健センター)は、健康子ども部へ移管することにより関係課とのさらなる連携を図る。
 - ・子ども支援室は、「すこやか相談室」と名称変更し、『発達・療育』に特 化し、健康子ども部へ移管する。
 - ・こだま学園及びあさひ育成園は、健康子ども部へ移管する。

- ・高齢者支援課と介護保険課は、二課を統合し高齢者支援課とする。
- ・人権・男女共同参画推進課は、福祉部へ移管する。
- ・防災安全課は、計画係と防災係の2係体制とする。また、防犯係は市民 生活課へ移管する。

② 総合教育会議

「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会が策定する基本方針に沿って策定する。」は、教育行政の中立性、継続性及び安定性確保の根幹であることから、これを堅持する。

総合教育会議の事務局を原則どおり市長部局に置くことで、双方の立場から協議を求めることができるようにする。

市長から申し出ることのできる協議題を予算等に限定しているが、想定される協議事項のほとんどは、予算を伴うものである。限定の目的は、教育行政の政治的中立性を確保することにあることから、市長は、教科書の採択や個別の教職員人事は当然のこと、国が協議事項として考えられるとする教科書採択の方針や教職員人事の基準など、教員委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項は協議題としないとすることで、市長が協議できない事項をより明確にする。

- ・教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱は、教育委員会 が策定する基本方針に沿って策定する。
- ・総合教育会議の事務局は<u>市長部局</u>に置き、原案の作成等の協議題の調整 を行う。
- ・総合教育会議において市長から調整・協議を申し出ることができる協議 題及び協議事項は、教員委員会の政治的中立性に少しでも関係する事項 は協議題としないとすることで、市長が協議できない事項をより明確に する。
- ・総合教育会議においては、首長、教育委員が互いの立場を尊重しつつ自 由な意見交換を行うものとする。

③ 附属機関の整理合理化

(省略)

令和2年度行政改革大綱実施計画の取組状況 (総括表)

【全体総括】

社会情勢の変化により行政改革大綱(27 年度~32 年度)の方針では対応が難しい事務事業が存在してきたことから、30 年度に行政改革大綱の見直しを行い、31 年 3 月に行政改革大綱を改訂したため、2 年度は現行の行政改革大綱における2 年目となった。

新型コロナウイルス感染症対策等の緊急的な対応により取組が制限されている状況下ではあるが、財政の健全化、行政運営の効率化、民間活力の活用、事務事業の見直し、公共施設等の適正な維持管理を目指し、全庁を挙げて取り組んだ結果、市税等の徴収率向上、給与制度の見直し等が順調に推移している。

今後の行政改革においては、今まで以上に市民サービスの向上が重要であり、 行政需要が拡大していく中で、限られた財源において市民サービスの向上を図る ため、財源を確保していくための取組の強化を実施していくとともに、引き続き 民間への委託や指定管理者制度を有効に活用し、正規職員、再任用職員及び会計 年度任用職員をバランスよく活用しながら総人件費の抑制を図ることとした。

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

自治会との協働による行政課題への対応では、自治会長等を対象としたアンケート調査の結果に基づき、自治会連合会の理事会で承認をいただいた、「市報の配布」、「行政文書の配布」、「環境美化活動」に関する事務の見直し案について新型コロナウイルス感染症の影響により、元年度に開催予定であった3か所分の説明会を2年11月15日に開催した。

社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくりでは、地区社会福祉協議会の活動の支援策について、野田市地区社会福祉協議会活動費助成事業補助金に基づき、補助金を交付し支援を行った。

社会福祉法人への基幹相談支援センター業務については、相談支援体制の中核を担う障がい者基幹相談支援センターを2年4月1日に第二の福祉ゾーンに開所し、業務を社会福祉法人円融会に委託した。

学校法人による保育所型認定こども園の整備については、学校法人三星学園により2年4月1日に保育を必要とする子どもの定員71人の「やなぎさわ幼稚園・保育園」が整備された。

NPO法人及びボランティア団体との協働では、千葉県が毎年度実施している市町村NPO・ボランティア関連事業の調査結果の5月時点の報告数は、35事業であったが、他の事例等の例示等を行った上で12月に追加調査を行った結果、58事業となり、担当職員の協働に対する目的意識が不足していることを確認できた。

① 実施(達成)項目

・地区社会福祉協議会の地域性を活かし た活動の支援策の検討 ・社会福祉法人への基幹相談支援センター業務の委託開始

・学校法人による幼保連携型認定こども 園の整備

② 一部実施(一部達成)項目

・自治会長等のアンケートの調査結果の	・アンケートの分析結果に基づく自治会との
分析	協議
・協議の整った施策から順次、協議結果	・各部局と市民活動団体との協働に関する
を反映した施策を推進	実態調査の実施

(2) 民間活力の有効活用

指定管理者制度の活用の推進では、待機児童の問題解消の状況を踏まえながら、直営保育所への指定管理者制度の導入を検討していたが、待機児童対策としての保育士確保という観点から、直営保育所(中根、乳児、福田)への指定管理者制度導入は保留としている。

野田市エンゼルプラン第5期計画においては、元年10月に創設された幼児教育・保育無償化の影響も不透明であり保育の量の見込みが予測困難な状況であることから、今後2年間の推移を見極め、中間年度に見直しを行う計画とした。

なお、保育士確保対策として、会計年度任用職員の保育所保育士の勤務条件及び給料月額を見直すとともに、勤務時間を延長し、フルタイム会計年度任用職員とした。

新たに整備される子ども館の整備については、4年7月末頃の開設に向けて、指定管理者導入への先進事例の研究及びスケジュールの調整を行った。また、相談機能を市が直営で行えるよう虐待担当課との連携について調整を行った。

また、地区子ども館については、元年度末に3名の児童厚生員が退職したことに伴い、既に実施していた中央こども館に、うめさと子ども館、山崎こども館及び七光台子ども館の3館を加えた計4館について2年4月から民間委託を行った。

直営の学童保育所の民間委託については、会計年度任用職員の職の整理が完了しなかったので、委託方針の検討には至らなかった。

現業部門の業務の民間委託では、補修事務所の今後の方向性については、委託よりも直営による対応の方が迅速に行える場合もあることから、市民サービスの低下とならない体制となるよう引き続き検討することとした。

有効な民間活力活用方法の検討については、継続的に市で活用できる手法の情報収集を行った。

① 実施(達成)項目

・新たに整備される中核的な施設となる 子ども館と既存の地区子ども館とのネットワーク化を検討しながら指定管理者 制度の導入を検討(相談機能について は、直営も検討) ・児童厚生員の退職者不補充による既存の地区子ども館の民間委託

② 一部実施(一部達成)項目

・待機児童の問題解消の状況を踏まえながら、直営保育所への指定管理者制度 の導入を検討	・補修事務所の今後の方向性の検討
・退職者不補充により、順次、会計年度任用職員や民間委託等を導入	・新たな施設を整備する際には、有効な 民間活力活用法を検証

③ 未実施(未達成)項目

・直営の学童保育所は、会計年度任用職員の創設に伴い、継続雇用が可能となることから、児童の保育環境を第一に考え、社会福祉協議会への委託方針を見直すことも含めて検討

(3) 行政サービスの在り方の検討

窓口業務の在り方の検討では、郵便局との包括的な連携に関する協定を2年10月22日に締結し、11月24日に第1回目として防災分野について協議を行った。

出張所の役割については、取扱業務の周知が図られていないことや関宿支 所や出張所との取扱業務に違いがあることが課題として考えられることから ら、引き続き出張所の役割について検討を行うとともに、機能強化として2 年6月からマイナンバーカードの交付を各出張所でも交付することとした。

野田幼稚園への給食の導入については、幼児教育・保育無償化に伴い、公立幼稚園の給食費が免除となったが、給食制度を導入していなかった野田幼稚園では、当該制度が適用されないことから、2年4月から給食の提供を開始した。

無償化の影響を踏まえて、公立保育所及び公立幼稚園の今後の在り方の検討については、少子化の進行等により未就学児の人口の減少が続くと推計される中で、利用児童の実績等から無償化の影響について分析を進めた。

また、無償化による影響を精査しながら、保育や幼児教育需要の傾向や施設の老朽化を含めた中長期的な視点を踏まえ検討した。

① 実施(達成)項目

・野田幼稚園への給食の導入

② 一部実施(一部達成)項目

・郵便局との包括的な連携、出張所の役割及び総合窓口の在り方について検討

・無償化の影響を踏まえて、公立保育所 及び公立幼稚園の今後の在り方を検 討

(4) 外郭団体等の見直し

各外郭団体に対して適切な指導を行った結果、各団体とも適切な運営ができた。

〈一般財団法人野田市開発協会〉

開発協会においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ひばり、けやき両コースを4月8日から5月31日までの54日間の営業自粛を行った結果、ひばりコースでは台風による冠水被害の大きかった前年よりは7,590人の増となったが、災害等のなかった30年度との比較では、15,950人減の45,308人、けやきコースでは、前年度と比較して10,607人減の34,087人となったことが大きく響き、前年度に引き続き赤字決算(25,000,103円の損失)となり、純資産も246,970,734円となった。

経営再建計画に基づき、経営再建策として、引き続き職員給与等の見直し、早朝・午後 0.5 R プレー営業、ひばりコースでは若年層ゴルファー等の取り込みのためレンタル用品(クラブ及びシューズ)の充実と 29 歳以下及び 70 歳以上の方へレンタル用品を無料で提供するなどの経営努力をしたが、入場者数は元年度に比べ、新型コロナウイルス感染症対策によるクローズが影響し両コース併せて 3,017 人の減(30 年度と比較して 25,100 人の減)となった。

〈野田市土地開発公社〉

愛宕西駅前線北側商業地売却を推進するため、立地の相談のあった事業者 と、県道側の区画の売却も併せて、協議を進めている。

〈野田業務サービス株式会社〉

学校給食及び野田市学校給食センターの調理業務を受託した。社員の質の向上を図るため、調理師免許資格の取得を奨励し、2年度は6名受験し、4名の新規取得となった。2年度末時点での有資格者は69人中56人となっている。

野田市郷土博物館及び市民会館については、元年度から引き続き市生涯学習部長経験者を館長として派遣している。2年度は、新型コロナ感染症対策のため2年6月7日まで臨時休館とし、再開後は両館とも利用人数の制限や換気などの対策を徹底した。また、緊急事態宣言の再発令に伴い、市民会館の開館時間を午後5時とした。

〈株式会社野田自然共生ファーム〉

就農支援事業の支援として、新規就農希望者の野菜生産を目的として約3.0haを借上げ、遊休農地の解消に努めた。

SGS(ソフトグレインサイレージ)加工事業では、10 軒の酪農農家が利用した。また、生産した SGS の流通に対して購入価格、加工賃等の価格を適正に設定したことにより収益事業となった。

新型コロナウイルス感染症対策により中止している市民農園については、 安心して参加してもらうため、増加傾向にある特定外来生物のカミツキガメ を15匹捕獲した。

① 実施(達成)項目

・一般財団法人野田市開発協会の経営 安定化にとって一番重要となる集客を 図るための取組を実施	・野田業務サービス株式会社の給食関連サービスの安定した提供に努めるとともに、新たに加わった郷土博物館及び市民会館の指定管理者として施設管理業務を適正かつ円滑に行えるよう、必要な指導監督を実施
・株式会社野田自然共生ファームの就農支 援事業の取組の実施	・株式会社野田自然共生ファームの耕畜連 携事業の実施
・株式会社野田自然共生ファームの市民農園の集客力向上策の支援	・コウノトリ飼育事業の実施

② 一部実施(一部達成)項目

野田市土地開発公社の愛宕西駅前線北側商業地売却

七光台第一次造成地、七光台第二次 造成地及び鶴奉字庚申塚造成地売却

(5) 財政運営の健全化

財政規律の堅持では、市債の発行については、小中学校、幼稚園の空調設備設置事業を実施したことにより通常債の発行上限額を超える起債をすることになり、一時的に本市独自のプライマリーバランスが崩れることになったため、30年度より10年間の発行上限額を引き下げることで対応し、長期的に本市独自のプライマリーバランスを遵守することとしている。

なお、2年度は、元年に引き続き本市独自のプライマリーバランスを遵守することができたが、臨時財政対策債については、市税の減収見込みを受けて必要な一般財源を確保するため、発行可能額に対して満額発行している。

3年度の当初予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症の影響により、根幹となる市税が11億円の減収見込みである中で、全庁を挙げた新たな財源確保及びゼロベースでの事務事業の見直しにより経費の削減に努めたが、それでも不足する一般財源を補うため財政調整基金を2億5千万円取り崩して収支の均衡を図った。

徴収率の向上については、市税、国民健康保険料及び介護保険料については、収税課徴収係の組織の見直しを行い、現年滞納を担当する徴収一係を増員し、より現年度重視とする徴収体制の強化をした。また、口座振替受付サービスを開始し、納付者の利便性の向上を図った結果、前年度に比べ市税 0.56 ポイント、国民健康保険料 2.57 ポイント、介護保険料 0.52 ポイントと徴収率は向上した。なお、水道料金については、新型コロナウイルス感染症の影響による支払遅延の相談があり、給水停止予告通知を発送しなかったことから、目標収納率の達成には至らなかった。

下水道受益者負担金及び使用料、市営住宅使用料及び住宅新築資金等貸付金元利収入については、滞納者対策を実施したが、徴収率の向上には至らなかった。また、保育所保育料、学童保育所保育料では、口座振替の加入促進を図る等の徴収対策を実施し、徴収率は向上した。

団体への補助金については、各団体との協議の中で必要性を見極めるとともに効率的な事業実施の方策を検討することとし、随時適正化に向けて団体との協議を実施している。また、透明性を確保する観点から補助対象経費や補助率を定める個別の交付要綱の制定を進めている。

給付サービスの見直しでは、障害児通所給付費では支給量の目安を改正し、 市単独の給付サービスの見直しについては、常に見直しを実施した。

入札及び契約制度の見直しについては、予定価格の公表時期による応札者 数及び落札率の比較分析や一般及び指名競争入札の適用範囲の見直しについ ては、2年度におけるデータの収集を行った。

使用料等の負担の適正化については、市外火葬料の改定を2年7月1日から実施したが、市外居住者料金及び市民火葬料については、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めなかったことから、具体的な実施時期や料金の設定には至らなかった。

① 実施(達成)項目

・市税の徴収率の向上	・国民健康保険料の徴収率の向上
・介護保険料の徴収率の向上	・引き続き、公立保育所における保育所長の「声かけ」や、私立保育所における職員の督促を実施するほか、児童手当からの申出徴収等、これまでの徴収対策を確実に継続実施
・学童保育所において引き続き、登所や帰宅の際の声掛け、滞納催告及び滞納者の納付相談等、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を実施	・その他、扶助費が急増しているため、市単独給付サービスについて、 常に見直しを実施
・最低制限価格制度導入の検討	

② 一部実施(一部達成)項目

・本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守及び臨時財政対策債の発行抑制	・財政調整基金の取崩しに頼らない 予算編成の確立
・市営住宅使用料の徴収率の向上	・住宅新築資金等貸付金元利収入の 徴収率の向上
・下水道受益者負担金及び使用料の徴収率の向上	・水道料金の徴収率の向上
・団体補助金について全事務事業の見直し を踏まえ、適正化に向けて団体との協議 を実施	・協議結果に基づき、補助金の見直しを実施
・障害児通所給付費について、標準的な利 用日数の算定、支給決定基準の改定、新 支給決定基準の運用、事業所監査等の 実施	・予定価格の公表時期による応札者数及び落札率を比較分析
・一般及び指名競争入札の適用範囲見直 しの検討	市外居住者料金及び市民火葬料の 有料化の検討

③ 未実施(未達成)項目

・徴収対策会議の設置	・徴収専門部署の設置
・先進事例の研究	・公民館等の減免基準の検討
・市外居住者料金の見直し	

(6) 情報化の推進

マイナンバーカードを活用した手続が増加しており、また、マイナンバーカードの申請者も増加傾向にあることから、交付事務を本庁舎及び関宿支所だけでなく、各出張所でも交付することとし、交付の促進に努めた。

① 一部実施(一部達成)項目

・電子自治体の実現に向けて、新たな技術 について、先進自治体の状況を視察する など、導入に向けて積極的な検討を実施

2 組織等の見直し

(1) 組織機構の見直し

組織の統廃合と組織体制の整備については、全庁的な児童虐待への取組や 新型コロナウイルス感染症対策業務に取り組んでいる中で、子ども部に向け た協議・検討を実施することができなかった。

愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地区画整理事務所及び関宿 土地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合については、各 事業の完了に向けて事務を進めていることから、事業の進捗状況を踏まえて 統合については検討することとした。

公募委員の応募者の増員を図る取組の実施として、引き続き市報、市ホームページ、まめバスの車内広告、東武野田線の駅へのポスター、自由通路へのポスター及び東武野田線の川間駅、七光台駅、清水公園駅、梅郷駅前に設置してある電光掲示板を活用した。

① 実施(達成)項目

公募委員の応募者の増員を図る取組の 実施

② 一部実施(一部達成)項目

・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地区画整理事務所及び関宿土地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合

③ 未実施(未達成)項目

・子ども部の新設

(2) 定員の適正化

効率的な人材活用の推進については、職員定数条例の一部改正を行い、2年4月1日から施行した。

2年度から導入された会計年度任用職員制度の導入に伴う職の整理が完了しなかったことから、3年度までは暫定導入とし職の整理等を進めた。また、3年4月の繁忙期にも対応できるよう3年1月に市民課、介護保険課及び障がい者支援課にフルタイム会計年度任用職員を配置することで対応をした。

各課における事務事業の現状及び見通しを把握し、会計年度任用職員や再任用職員を活用しながら柔軟な職員配置を実施することについては、適正な職員配置とアリングを行い、適正な職員配置を実施した。

① 実施(達成)項目

・職員定数条例の改正	・各課における事務事業の現状及び
	見通しを把握し、会計年度任用職員を
	活用しながら、柔軟な職員配置を実施

② 一部実施(一部達成)項目

(3) 給与の適正化

給与制度の見直しについては、地方公務員法第55条第1項に規定する職員組合との交渉を行い、27年の給与制度総合的見直しに伴い実施してきた現給保障制度及び市職員の給料表の国最高号給を延伸した部分については2年度から廃止した。

会計年度任用職員制度の見直しについては、4年度からの本格的導入に向けて新しい給与制度の検討を行った。

各種手当の適正化については、3級職員の期末勤勉手当の役職加算を5%から2.5%に引下げを実施したが、引き続き3級昇格までの期間の延長及び3級職員の役職加算の廃止に向けて職員組合と交渉を継続していくこととした。

時間外勤務の適正化については、「時間外勤務削減緊急対策プラン」に基づき、時間外勤務の原因等を把握し、業務の平準化に努め、前年度と比較すると約20,600時間の減となった。

会計年度任用職員の活用を積極的に進め事務のやり方を大幅に見直し、時間外勤務の適性化を図ることについては、4年度の本格導入に向けて、会計年度任用職員が従事する職の整理を行った。

① 実施(達成)項目

	・市職員の給料表の最高号給を国家
・現給補償の廃止	公務員の俸給表の最高号俸に改める
	ことに伴う給料表の改定

② 一部実施(一部達成)項目

会計年度任用職員制度の見直し検討	・3 級昇格までの期間の延長及び3級 の役職加算の廃止に向けて、職員組 合と交渉を実施
・時間外勤務の発生要因を分析し、発生要	・会計年度任用職員の活用を積極的
因に応じた対策を講じることで、時間外勤	に進め事務のやり方を大幅に見直
務を削減する。	し、時間外勤務の適正化を図る。

(4) 職員の資質の向上

人事評価制度の構築については、評価者間の評価者水準のばらつきを解消するために目標設定、難易度等の明確化を重点とした研修を新型コロナウイルス感染症対策から資料配布により実施した。また、評価方法の見直しも行ったが評価のばらつきが解消されていないことから、評価結果を昇給、昇格へ反映を行うことはできなかった。

職員研修の充実に当たっては、研修知識共有化の検討を行い、研修効果の 浸透化を図る目的として、研修を外部講師ではなく、段階的に内部講師に切り替える方針とした。

研修の拡充に向けては、外部研修予算を増額することで多くの職員に受講させる予定だったが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった研修が多かったことから、通信教育の助成を拡大し、希望する職員に対して通信教育の受講を認めた。

なお、研修終了後には、研修を修了した職員からの受講報告書から理解度 や達成度等の評価を集計し、外部講師にフィードバックするとともに、次年 度以降の研修内容の見直しに反映させている。

① 実施(達成)項目

・研修知識共有化の方針検討	・効果検証結果、要望調査結果を踏ま えた研修の拡充		
・各種研修の実施及び効果検証			

② 一部実施(一部達成)項目

・目標設定、難易度等の明確化を重点とした研修	・評価精度の向上後、昇給及び昇格
を実施	へ反映

3 公共施設等の適正な維持管理

(1) ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進

ファシリティマネジメントの基本方針の推進施設の推進については、「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基づき実施した日常点検チェックシートを営繕課に集約し各施設の劣化状況を把握した。

また、空調機器については、「空調機器点検方針」に基づき、保守点検及び清掃業者によるフィルター清掃を実施した。

施設の改修については、福田体育館で耐震に向けた改修を計画していたが、新型コロナウイルス感染症対策の影響もあり、国庫補助等の財源を含め 改修スケジュールを見直すこととした。

① 一部実施(一部達成)項目

・施設の劣化状況の把握	・施設の空調機器について、日常点検 を徹底するとともに、市が責任を持っ てフィルター清掃を実施
・別紙のファシリティマネジメントの基本方針に基づき各施設の改修等を実施	

(2) 民間施設の有効活用

民間施設の有効活用については、庁内検討委員会を立ち上げ検討会を実施し施設の洗い出しを行ったが、活用の決定までには至らなかった。

① 一部実施(一部達成)項目

・超高齢化社会の到来により地域における行政 サービスの提供や地域住民の交流拠点として の施設が必要となることから、その整備に当た り、既存の民間施設の活用を含め検討し、必要 性や実現可能性の高いものから順次整備

(3) 公有財産の有効活用

未利用地の有効活用及び処分では、行政財産として利用が見込めない土地 3件を売り払い候補地として選定するとともに、狭小、不整形な土地で普通 財産となっている土地の中で、千葉県屋外広告物条例により屋外広告物を掲 載することができる3か所を選定し、一般競争入札を行うための募集要領を 作成した。 また、インターネットオークションによる売却については、落札額の3%のシステム利用料が発生するため、1回目は従来どおり一般競争入札で行い、入札が不調だった場合に実施を検討することとした。

旧教職員住宅の解体及び土地の処分については、最低価格を△748万9千円と設定し、入札を実施した結果、1,050万円で落札された。

公共物への有料広告の掲出では、財源確保策として、多くの所属から広告 媒体の活用に向けての提案があった。また、コウノトリが長期滞在し、繁殖 するための環境づくりを進めていくために、人工巣塔の建設費用をクラウド ファンディングで募集したところ、目標金額 220 万円に対し、302 万円の寄 附を受けた。

① 実施(達成)項目

・旧教職員住宅の解体及び土地の処分を 一括で行う、市有地制限付一般競争入札 を実施

② 一部実施(一部達成)項目

四天心(四连队/47日	
・行政財産として利用が見込めない土地を 普通財産に移管し、他部署で利用の可能 性があるかを検証し、新たな処分候補地 及び貸付地を選定(狭小や不整形な土地 について、処分候補地とするか、貸付地 とするかを検討)	・検討した内容を踏まえ、貸付が見 込める土地(看板用地の貸付けな どでの活用)の貸付けを実施
・インターネットオークションによる売却手 法の導入を検討	・選定した新たな処分候補地と一旦 凍結している土地のインターネット オークションによる公売を実施
・新たな広告媒体の活用を検討	・有料広告に限らず、ふるさと納税 やクラウドファンディングなどによる財源調達について検討

(4) 行政サービスの広域化

自治体間の連携については、一部事務組合等の活用及び県外との連携(圏域)については、検討ができていない。

① 未達成

・既存の行政サービスについて一部事務 組合等の活用を	・本市の地理的特性を踏まえ、埼玉県及び茨城県の団体との連携についても積極的に検討
-------------------------------	--

令和2年度行政改革大綱実施計画取組状況(2年4月1日~3年3月31日)

1 事務事業の見直し

(1) 市民との協働

取組結果 〇実施(達成) △一部実施(一部達成) ×未実施(未達成)

① 自治会との協働による行政課題への対応

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
自治会との協働による 行政課題への対応 (市政推進室、市民生 活課、関係課)	果の分析 ・アンケートの分析結果に基づく	Δ	アンケート結果を受け、市の考え方を整理した上で自治会連合会理事会において協議し、そこで承認をいただいた「市報の配布」「行政文書の配布」「環境美化活動」の3項目の事務見直し案に関する説明会について、前年度新型コロナウイルス感染症の影響により開催を延期していた3か所分の説明会を市役所8階大会議室で11月15日に開催した。	会常任理事会と協議をさせていただく。また、見直 しが進んでいない事業については、引き続き、市の 考え方を整理した上で、自治会連合会常任理事会と
	協議の整った施策から順次、協議結果を反映した施策を推進 【市政推進室、市民生活課】	Δ	「市報の配布」「行政文書の配布」「環境美化活動」の3項目について、新型コロナウイルス感染症の影響で、説明会後に自治会連合会理事会への報告ができていないため、完結までは至っていないが、基本的に現行の施策を継続する方針にご理解をいただいおり、引き続き施策を進めている。	務について、市の考え方を整理し、協議できるもの から自治会連合会常任理事会に説明し、意見を伺っ

② 社会福祉協議会、社会福祉法人等との協働による福祉のまちづくり

細項目	計画内容	取組結果		取組内容	今後の取組
社会福祉協議会、社会 福祉法人等との協働に よる福祉のまちづくり (生活支援課、障がい 者支援課、保育課、行 政管理課、関係課)	・地区社会福祉協議会の地域性を 活かした活動の支援策の検討 【生活支援課】	0	地区社協(22 地区)の活動費補助 地区社会福祉協議会は、地域の様々な団体や個人が横の連携 をつくり、協力しあって地域の福祉問題や課題解決に取り組む ために設置している。市内には22の地区社会福祉協議会が 設置され、ふれあい・いきいきサロンを始め、地域独自の特色 ある事業が実施されている。 2年度実績 100,000 円×22 地区=2,200,000 円 社会福祉協議会が作成した「新型コロナウイルス感染症に配慮した地区社協ガイドライン」に基づき、コロナ禍においても 十分な感染対策をした上で、地区社協活動を実施している。		引き続き地区社協の活動費補助を実施し、地域の 実情にあった特色ある事業を様々な団体等と連携を 深めながら実施できるよう支援していく。
	・社会福祉法人への基幹相談支援 センター業務の委託開始 【障がい者支援課】	0			引き続き、障がい者基幹相談支援センターを中心 に市内の指定特定相談支援事業所と連携し、市内の 相談支援体制の強化を図るとともに、緊急事態に備 えた短期入所の体験利用の促進を図る。
	・学校法人による幼保連携型認定こども園の整備【保育課】	0	ることにより建設に係る経費の一部を補助し、待機児童対策に 寄与した。 「施設名 やなぎさわ幼稚園・保育園		

③ NPO法人及びボランティア団体との協働

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
NPO法人及びボラン	・各部局と市民活動団体との協働	Δ	職員の協働事業に対する意識向上のため、千葉県が毎年実施	3年度は、市民活動支援センターに登録されてい
ティア団体との協働	に関する実態調査の実施		している「市町村NPO・ボランティア関連事業」の調査結果	る133団体に対して、協働事業に関するアンケー
	【市民生活課】		を市民活動支援センター運営協議会に報告した。県から調査依	ト調査を実施した。具体的には、市との協働に関し
(市民生活課)			頼された5月時点の報告数は、35 事業であったが、他の事例	て、協働の種類、協働事業の概要等についての実態
			を紹介する等した上で行った12月の追加調査では、58 事業	調査を行った。
			の回答があり、事業を行っていても、担当職員の協働に対する	今後は、どのようにして協働が実現しているの
			理解が不足していることを確認できた。	か、市部局に対して調査を行い、58事業の中身がど
				のように実施されているか、実態を把握していく。
				また、市民活動団体や市職員に対し、千葉県のア
				ドバイザー派遣制度を活用し、セミナー等を開催し
				意識向上に努める。

(2) 民間活力の有効活用 ① 指定管理者制度活用の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
指定管理者制度活用の 推進 (保育課、児童家庭 課、行政管理課、関係 課)	まえながら、直営保育所への指 定管理者制度の導入を検討	Δ	待機児童対策の保育士確保という観点から、保育士確保対策の実施に加えて、直営保育所で保育士を確保することで待機児童の解消を目指し、解消されるまでの間は指定管理者制度の導入を保留とし任期付職員の保育士を採用した。野田市エンゼルプラン第5期計画においては、元年10月に創設された幼児教育・保育無償化の影響も不透明であり量の見込みが予測困難な状況であることから、今後2年間の推移を見極め、中間年度に見直しを行う計画とした。 なお、保育士確保のため会計年度任用職員の保育所保育士の勤務条件及び給料月額を見直すとともに、勤務時間を延長しフルタイム会計年度任用職員とし、3年度以降の保育士配置の見直しについて検討した。	現在、指定管理者制度の導入を保留している中根保育所、福田保育所及び乳児保育所は、待機児童問題が解消されるまでの間、指定管理者制度の導入の保留を継続し、必要な保育士の確保に努める。 待機児童の状況を踏まえ、待機児童及び入所保留者ゼロに向けて既存保育所の定員増や定員の弾力的運用や見直しを講じるとともに、民間活力により必要な施設の整備を進める。
	・新たに整備される中核的な施設となる子ども館と既存の地区子ども館とのネットワーク化を検討しながら指定管理者制度の導入を検討(相談機能については直営も検討) 【児童家庭課・行政管理課】	0	新しい子ども館(野田市立児童センター)の整備については、設計・施工一括発注公募型プロポーザルにより事業者を選定し、元年度から設計業務に着手しており、2年度については、設計業務と合わせて工事着工前に必要となる文化財保護法、都市計画法及び建築基準法等の行政手続きについて、基準に基づき許認可の手続きを完了した。 運営については、開設予定を4年7月末頃としていることから、指定管理者制度の導入に向け近隣市の状況や先進事例を研究するとともにスケジュールの検討を進めた。 また、相談機能については、実態を確認するとともに、市が直営で相談業務を行うことができるよう虐待担当課との連携について調整した。	新しい子ども館整備については、3年度末までに 工事を完成させ4年度当初に備品等を購入して4年 7月末頃の開館を予定している。 運営については、指定管理者制度を導入するため 3年6月に条例改正を行っており、引き続き関係例 規の改正を行っていく。指定管理者の選定について は、選定委員会を設置し事業者の選定を進めるな ど、4年度から指定管理者による管理を行うための 作業を進める。
	・児童厚生員の退職者不補充による既存の地区子ども館の民間委託【児童家庭課・行政管理課】	0	児童厚生員の退職者不補充による既存の子ども館の民間委託については、元年度末に児童厚生員3名が退職したことに伴い、既に民間委託していた中央子ども館1館に、うめさと子ども館、山崎子ども館及び七光台子ども館を加え、計4館について、2年4月1日から民間委託を行った。	既存の子ども館の民間委託については、現在建設中の中核的な施設となる野田市立児童センターの指定管理者制度の導入とあわせて、既存の子ども館6館についても指定管理者制度の導入を行う。

② 公共施設の管理及び運営の民間委託

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
公共施設の管理及び運	• 直営の学童保育所は、会計年度	×	地方公務員法及び地方自治法の改正により2年4月1日から	引き続き、社会福祉協議会への委託方針の見直しを
営の民間委託	任用職員の創設に伴い、継続雇		臨時職員及び非常勤職員については、会計年度任用職員へ移行	検討していく。
	用が可能となることから、児童		したが、会計年度任用職員の職の整理が完了しなかったことか	
(児童家庭課)	の保育環境を第一に考え、社会		ら4年度の本格導入までは暫定導入としている。	
	福祉協議会への委託方針を見直		本格導入した際の職の内容(給料及び勤務形態等の勤務条	
	すことも含めて検討		件)が決まっていないことから委託の方針の検討には至らなか	
	【児童家庭課】		ったが、社会福祉協議会等の委託事業者の運営状況や他市の学	
			童の運営状況を確認するなど、検討準備を進めた。	

③ 現業部門の業務の民間委託

細項目	計画内容	取組結果			取組内容		今後の取組	
現業部門の業務の民間	・補修事務所の今後の方向性の検	Δ	【行政管理	課】			【行政管理課•補修事務所】	
委託	雪寸		現業職員の	の退職者がこ	フルタイム再任	用職員を希望	補修事務所の在り方について、第1回行政改革推進	
	【管理課・行政管理課】		3年度まで	は、実質7ん	人の体制となり	、現在のサー	委員会において、諮問・ご審議いただきました。	
(清掃管理課、管理			維持は可能	であり、行政	改改革大綱の計	画期間である	その中で、補修事務所の業務については、役割分担	
課、行政管理課、関係			は、フルタ・	イム再任用	職員の活用と委	託を併用しな	を明確にすることで、緊急性の高い業務を迅速に行う	
課)			ビス水準を	維持していく	く。また、補修	事務所の今後の	の在り方に	ことができる。例えば、加熱合材による舗装補修工事
			ついては、	委託よりも値	直営による対応	ぶの方が迅速に	行える場合	及び除草作業(将来的には道路敷き以外の市有地分を
			もあること	から、市民生	ナービスの低下	とならない体質	制となるよ	含む。)等を直営で行えるような体制の機能強化を行
			う検討する。					い、さらに、道路行政以外にも直営で直ぐにできる業
			【補修事務)	所】				務もあることから、直営で実施できる業務を明確に
			30年度な	から2年度	まで、側溝清掃	について委託	と直営で実	し、さらなる市民サービスの向上に努めることとし
			施した場合の	の施工単価の	の比較に追加し	て、老朽化した	た側溝清掃	た。
			用の特殊車	両(3台)を	をリースした場	合について、抗	施工単価の	
			比較検討を	行った。				
			30 年度	作業延長	直接人件費	機械経費	施工単価	
				(a)	(委託費)(b)	(C)	(b+c)/a	
				40.500	00000 75	0.400 T.	b/a	
			直営	46,502m	36,300 千円	3,100 千円	847円	
			要 託 直営(車両	3,419m	9,696 千円		2,835円	
			I I	46,502m	36,300 千円	11,780 千円	1,034円	
			元年度	作業延長	直接人件費	機械経費	施工単価	
				(a)	(委託費) (b)	(C)	(b+c)/a	
							b/a	
			直営	53,621m	36,300 千円	2,800 千円	729円	
			委託	3,682m	9,975 千円		2,709円	
			直営(車両	52 621 m	26 200 ТП	11700 TM	907 III	
			利税リー人ノ	55,621111	36,300 千円	11,780 千円	897円	
			2 年度	作業延長	直接人件費	機械経費	施工単価	
				TF未延支 (a)	(委託費)(b)	(C)	地工半地 (b+c)/a	
				(α)		(0)	b/a	
			直営	52,559m	36,300 千円	2,480 千円	738円	
			委 託	2,242m	8,268 千円		3,688円	
			直営(車両					
					36,300 千円		915円	
						を参考にしたも	らのであ	
					Fの差異がある			
						年間)リース		
			年額を参考	に試算した。				

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
	・退職者不補充により、順次、会計年度任用職員や民間委託等を導入 【清掃管理課・管理課・行政管理課】	Δ	退職者不補充対策としては、再任用職員の活用及び民間委託 を併用することで対応している。	退職者不補充により、現業職員が減少していくことから、フルタイム再任用職員の活用及び民間委託の併用を行いながら、引き続き対応について検討していく。

④ 有効な民間活力活用法の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
有効な民間活力活用法	・新たな施設を整備する際には、	Δ	新聞、インターネット及び行政情報誌を活用し、継続的に情	引き続き、指定管理制度や民間委託を中心として、
の検討	有効な民間活力活用法を検証		報収集に努めたが、本市に活用できる新たな手法は見出せず、	導入効果を検証し、PFI等の新たな手法の導入を研
	【行政管理課】		検証に至らなかった	究していく。
(行政管理課)				

(3) 行政サービスの在り方の検討 窓口業務の在り方の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
窓口業務の在り方の検		Δ	郵便局との包括的な連携については、それぞれが有する人	
≣寸	所の役割及び総合窓口の在り方		的・物的資源を有効に活用し、市民サービスの向上を図るこ	に関すること」の防災分野及び「市民の利便性の向上に
	について検討		とを目的として、10月22日に包括的連携に関する協定を	関すること」について8月に実施する予定だったが、新
(収税課・市民課・行	【市民課・行政管理課】		締結した。	型コロナウイルス感染症拡大の影響により延期とした。
政管理課)			協定内容としては、安心・安全な暮らしの実現に関するこ	なお、その他の項目の具体的な連携事項についても定
			と、野田の未来を担う子どもの育成に関すること、地域経済	期的に協議を行っていく。
			の活性化に関すること、市民の利便性の向上に関すること等	
			について、幅広い分野で連携を図ることとしている。	
			11月24日に「安心・安全な暮らしの実現に関するこ	
			と」の防災分野について第1回目の協議を実施した。	
			出張所は現在、取扱業務の周知が図られておらず、本庁市	他市と比較し出張所の利用が少ないことを踏まえ、出
			民課窓口の混雑の要因の一つになっていることや、関宿支所	張所の機能強化に向けた取組として、4年2月に愛宕駅
			との取扱い業務の違いもあるなど課題があることから引き続	前出張所の開所を予定している。開所にあたり、出張所
			き出張所の役割について検討を行う。	の業務内容の周知を実施していくとともに、出張所にお
			マイナンバーカードの交付を円滑に実施するため、本庁及	いては複数の行政手続を受け付けていることから、総合
			び関宿支所でのみで交付していたマイナンバーカードを各出	窓口の実施に向けての検討の場として活用をしていく。
			張所でも交付することとし、また、マイナポイントの予約支	3年6月から市役所本庁舎のデジタルサイネージによ
			援等についても実施できるよう専用端末を設置し、2年6月	る出張所の利用案内や3年6月1日にLINEにより利
			から開始した。	用案内を行っている。
			ワンストップサービスである「おくやみコーナー」を設置	
			している柏市への視察を実施し、導入に向けての検討を行っ	
			た。	
			I	

② 幼児教育・保育無償化への対応

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
幼児教育・保育無償	・野田幼稚園への給食の導入	0	幼児教育・保育の無償化に伴い、公立幼稚園の給食費が免除	
化への対応	【学校教育課】		となったが、給食を実施していない野田幼稚園においては当	
			該制度が適用されないことから、2年4月から給食の提供を	
(保育課、学校教育			開始した。	
課)				
	・無償化の影響を踏まえて、公立	Δ	少子化の進行等により未就学児の人口の減少傾向が続くと	野田市エンゼルプランにおいては、保育量の見込みの
	保育所及び公立幼稚園の今後の		推計される中で、公立保育所及び公立幼稚園の利用児童の実	予測が困難であることから今後の推移を見極め、中間年
	在り方を検討		績等から無償化の影響について分析を進めた。また、無償化	度の4年度に見直しを行うこととしている。
	【保育課・学校教育課】		による影響を精査しながら、保育や幼児教育需要の傾向や施	
			設の老朽化も含めた中長期的な視点も踏まえ検討した。	

(4)外郭団体等の見直し① 公社等外郭団体の運営の合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
田頂目 一般財団法人野田市開発協会 (みどりと水のまちづくり課)	計画内容 ・経営安定化にとって一番重要と なる集客を図るため、次の取り 組みを実施	取組結果	主事業となる野田市パブリックゴルフ場の運営について、「実施計画」及び「経営健全化方針」に基づき、経営安定化に向け次の取組を実施した。 しかしながら、2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、ひばり、けやき、両コースとも4月8日から5月31日まで54日間の営業自粛を行った。 この影響により年間の入場者数は、ひばりコースでは、台風による冠水被害の大きかった前年度よりは7,590人の増となったが、災害等のなかった30年度との比較では、15,950人減の45,308人となった。(1日平均入場者数146人、前年度比23人減)けやきコースでは、前年度と比較し10,607人減の34,087人となった。(1日平均入場者数110人、前年度比13人減)この結果、2年度の決算は、前年度に引き続き2年連続の赤字となる2,500万103円の当期損失を計上し、純資産も2億4,697万734円に減額となった。なお、資金計画においては、3年1月15日に金融機関から運営資金として5億円の融資を受けることができ、当面の経営は確保できることになったが、非常に厳しい経営状況となっている。 (1)経費削減のための施策・職員給与の9%(給料月額6%+地域手当3%)削減等を実施(2)安定的な経営実現に向けた施策 ●びばりコース・スループレー制の継続と早朝・午後0.5尺プレー営業の実施・若年層ゴルファー等の取り込みのため、レンタルクラブ及びレンタルシューズの充実と、29歳以下及び70歳以上の方へのレンタル用品の無料提供を実施 ●けやきコース・全日屋食及び乗用カート付のサービスの実施と早朝・午後0.5尺プレー営業の実施	厳しい経営環境にあるゴルフ業界であり、ゴルフ人口の減少によるゴルフ場間の競合は、今後も激しくなるものと想定される。このため、市は今後も経営安定化に向けた支援を継続するとともに、「経営健全化方針」に基づき、サービス水準の維持・向上を図り、入場者数の増加への取り組みや経費の削減など、更なる指導・監督を実施して行く。今年度からの市の支援策として、昨年度借り入れた運営資金 5 億円に対し、都市公園整備基金を活用した利子補給を実施する。また、課題となっていたひばりコースの平日と同額としていた土日祝日の市民利用料金について、今年の10月1日からレギュラープレーを2,100円増額の3,700円に、ハーフプレーを1,000円増額の3,700円に、ハーフプレーを1,000円増額の3,700円に及した。引き続き、顧客ニーズに合わせた料金体系の見直しを行う。なお、25年度から金融機関への返済が完了する3年度まで猶予としている、市が開発協会から徴収していたけやきコース建設償還金相当分の公園使用料について、今後の取扱いを検討する。 (1)経費削減のための施策・職員給与の9%(給料月額6%+地域手当3%)削減等を継続 (2)安定的な経営実現に向けた施策 ●ひばりコース・スループレー制の継続と早朝・午後0.5尺プレー営業など、各種施策の継続・若年層ゴルファー等の取り込みのため、レンタルクラブ及びレンタルシューズの充実と、29歳以下及びての歳以上の方へのレンタル用品の無料提供を継続・古年層は入りできコース・全日昼食及び乗用カート付サービスの継続と早朝・午後0.5尺プレー営業など、各種施策の継続
			・市民や女性、シニアなど、対象を絞った割引制度を実施	・市民や女性、シニアなど、対象を絞った割引制度の 継続

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
野田市土地開発公社 (用地課)	• 愛宕西駅前線北側商業地売却 【用地課 • 商工観光課】	Δ	愛宕西駅前線北側商業地売却については、駅側の区画にホテルを誘致するため、2年3月市議会に「野田市愛宕駅前へのホテルの誘致に関する条例」制定を上程し、可決された。(施行日は同年8月1日) なお、立地の相談のあった事業者と、県道側の区画の売却も併せて、協議を進めている。	事前相談が 1 社のみとなっていることから、公募に対する事業者の立地意欲を確認するため、ホテル事業社5社へのヒアリングを中心とする「愛宕駅前ホテル誘致に関する需要調査」を実施した。 ホテル事業者5者の現時点で出店の可能性はゼロに近いとの調査結果により、公募を断念した。 また、立地の相談のあった事業者から提出された事業計画書を野田市土地開発公社、市で協議し、精査した結果、承認できる内容であったため、当該事業者に随意により売却することで、同公社理事会の議決を得た。
	七光台第一次造成地、七光台第二次造成地及び鶴奉字庚申塚造成地売却【用地課】	Δ	2年12月に鶴奉字庚申塚造成地2区画のうち1区画、3年2月に七光台第二次造成地7区画のうち1区画を任意売却した。	七光台第二次造成地について、3年11月に6区画 を任意売却した。

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
野田業務サービス株式	・給食関連サービスの安定した提	0	<学校給食業務受託>	引き続き、適正に管理運営業務が行われるよう必要
会社	供に努めるとともに、新たに加		学校給食調理業務では、学校給食調理業務及び学校給食セ	な指導監督を行っていくとともに、郷土博物館及び市
	わった郷土博物館及び市民会館		ンター調理業務を受託した。	民会館については、市民参加型への転換が十分に機能
(行政管理課)	の指定管理者として施設管理業		新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、年度当初	しているか、改めて検証する必要がある。
	務を適正かつ円滑に行えるよ		から市内の小中学校及び幼稚園が休校等となり給食が中止と	
	う、必要な指導監督を実施		なり、2年6月22日から再開するまでの間、単独校では1	
	【行政管理課・生涯学習課】		85日中33~35日、給食センターでは194日中35日	
			間中止となった。小・中学校 24 校及び幼稚園1園に1日給	
			食数11,146食を、配膳業務では、小・中学校13校及	
			び幼稚園3園に、1日配膳数5,454食を提供した。	
			<社員の質の向上>	
			資格取得を奨励しており、2年度は6名受験し、4名の新	
			規取得となった。2年度末の調理師免許の有資格者は調理社	
			員69人中56人となっている。	
			また、社内の研修を実施することで、知識習得を図った。	
			<野田市郷土博物館及び野田市市民会館指定管理>	
			元年度から引き続き、市生涯学習部長経験者である再任用	
			職員を館長として派遣している。	
			2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、	
			郷土博物館、市民会館ともに2年6月7日まで臨時休館と	
			した。再開後は、両館とも利用人数の制限や換気などの対策	
			を徹底した。また、緊急事態宣言の再発令に伴い、市民会館	
			は3年1月8日から17時閉館とし、感染拡大防止のため、	
			郷土博物館の企画展1回を延期し、特別展関連の講演会やギ	
			ャラリートーク、親子対象の茶道講座、山中直治の童謡普	
			及、寺子屋講座等を中止とした。講座等の中止に伴い、資料	
			のデジタル化、企画展「木になるアート展」出品作品のウエ	
			ブ公開、学芸員コラムの開設、市民会館への展示ケースの設	
			置などを実施した。また、市内小学校7校を対象に野田市内	
			の縄文時代について解説したパネルの巡回展示を行った。	
			年 1 回のフォローアップ審査を 2 月に行い、適正に管理	
			されていることを確認した。	

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
株式会社野田自然共生ファーム (農政課)	・就農支援事業の取組の実施 【農政課】	0	2 年度は新規就農希望者 4 名(事業開始からの合計人数 10 名)を雇用し、市と協働で、新規就農希望者へ実践的な研修等を実施し、農業後継者としての育成に努めた。また、(株)野田自然共生ファームが、新規就農希望者の野菜生産を目的として約 3.0ha の遊休農地を借上げ耕作放棄地の解消にも努めることができた。	これまでは新規就農者の育成を目的に本事業を実施したが、今後は間口を広げ、「農業後継者育成事業」とし、新規就農者はもとより、農業後継者の育成の場としても本事業を活用することとする。 研修体系についても、これまで農業経営を含め作物の生産工程の研修に重点を置いてきたが、農業法人等での就農も見込み、農業機械の取扱いや農作業オペレーター育成の研修にも取り組んでいくこととする。
	・耕畜連携事業の実施 【農政課】	0	2年度は、約20.8haの水田で生産された飼料用米約128トンを堆肥センターにおいて、SGS(ソフトグレインサイレージ)として加工し、10軒の酪農家が利用した。生産したSGSの流通に対して、購入価格、加工賃等の適正価格を設定したことにより、(株野田自然共生ファームの収益事業となった。	畜産クラスター協議会において、現在SGSを利用していない酪農家に給餌試験を行い、市内酪農家のSGS利用量の拡大を図る。このため、品質の向上、より安定的な生産を目指すために、畜産クラスター協議会及び営農組織との成果及び検討事項の協議を進める。
	・市民農園の集客力向上策の支援 【農政課】	0	2年度は、新型コロナウイルス感染予防の観点から市民農園の募集を中止したが、この間、特定外来生物であるカミツキガメが増えているため、罠を設置し排除に努め、引き続き、安心して参加していただける「水田型市民農園」として運営していく。 2年度 罠設置数 29個カミツキガメ捕獲数15匹	2 年度に引続き、3 年度も新型コロナウイルス感染 予防の観点から市民農園の募集を中止した。来年度の 実施に向け、昨年同様、箱罠を設置しカミツキガメの 排除に努めるとともに、安全、安心な実施方法につい て検討を進める。
	・コウノトリ飼育事業の実施【みどりと水のまちづくり課】	0	コウノトリ飼育等業務を受託し、2年度は兵庫県コウノトリの郷公園から譲り受けた有精卵から孵化した3羽のうち1羽の放鳥を行った。(残り2羽については、GPS装着等の捕獲時に、事故により死亡)但し、2年4月1日(2年2月29日)から2年7月27日まで、新型コロナウイルス感染症対策のため休館観察棟入場者:4,109名	継続し、野田市に 1 ペア以上のコウノトリの定着を目

(5) 財政運営の健全化 ① 財政規律の堅持

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
財政規律の堅持	・本市独自のプライマリーバランスの考え方の遵守及び臨時財政対	Δ	市債の発行については、小中学校、幼稚園の空調設備設置事業によって一時的に本市独自のプライマリーバランスが崩れたことがよりの公寓といるので開めるによります。	市債の発行については、今後の公共施設の老朽化対策等を見据え、各年度の発行額を平準化することによりである。
(財政課)	策債の発行抑制 【財政課】		れたことから、30年度より10年間の発行上限額を引き下げることで対応し、長期的に本市独自のプライマリーバランスを遵守することとしている。2年度は、元年度に引き続き本市独自のプライマリーバランスを遵守することができたが、臨時財政対策債については、市税の減収見込みを受けて、必要な一般財源を確保するため、発行可能額に対して満額を発行した。	交付税が減らされ、代替財源となる臨時財政対策債へ
	財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成の確立 【財政課】	Δ	3年度の当初予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響により根幹となる市税が11億円の減収見込みとなる中、全庁を挙げた新たな財源確保に加え、ゼロベースでの全事務事業見直しにより経費の削減に努めたが、それでも不足する一般財源を補うため、最終的に財政調整基金を2億5千万円取り崩して収支の均衡を図った。	3年度の各補正予算においても、新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たり多額の財政調整基金の取崩しを行っており、今後も長期化する感染症対策に加え、市税の大幅な減収も見込まれることから、財政調整基金の更なる取崩しが必要な状況である。このため、このままでは数年後に財政調整基金が枯渇してしまうという危機感を持って、ゼロベースでの全事務事業見直しや行政改革の推進による経費削減、新たな財源確保に全庁を挙げて取り組んでいく。

② 市税、使用料等の徴収率の向上

項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
市税 (収税課)	・市税の目標徴収率 97.66% 【収税課】	0	2年度は、初期滞納への早期着手、新たな滞納発生を抑制するため、さらに現年度重視とし、主に現年滞納を担当する徴収一係を7名から9名に増員し、徴収体制の強化を図った。また、口座振替勧奨を強化し、窓口や電話による勧奨を行うほか、口座振替登録が即時に完了する口座振替受付サービス(国民健康保険料のみ)を導入し、納期内納付の促進を図った。 元年度の徴収率(97.33%)に比べ、0.56 ポイント増加した。2年度実績 97.89%	滞納を担当する徴収一係を 10 名に増員し、徴収体制の強化を図る。 また、国民健康保険料のみ対応していた口座振替受
国民健康保険料(収税課)	・国民健康保険料の目標徴収率 80.31% 【収税課】	0	同上 元年度の徴収率(78.25%)に比べ、2.57 ポイント増加した。 2年度実績 80.82%	同上
介護保険料(収税課)	介護保険料の目標徴収率 97.41% 【収税課】	0	同上 元年度の徴収率(98.36%)に比べ、0.52 ポイント増加した。 2年度実績 98.88%	司上
市営住宅使用料(営繕課)	・市営住宅使用料の目標徴収率 92.5%・現年度分徴収率向上に向け徴収対策を強化する。 【営繕課】	Δ	2年度徴収率90.97% 家賃等滞納整理事務取扱要綱に基づき、滞納者への督促状の送付や 書面での催告、電話催告を実施するとともに、夜間徴収や納付指導を 実施した。 家賃や駐車場使用料滞納者への電話などによる納付指導を強化した ことで、元年度の徴収率に比べ0.61ポイント増加した。	滞納者に対し督促状、催告書の送付、電話での督促、臨戸徴収を実施するとともに、状況に応じて連帯保証人に対して督促を実施する。また、滞納者の個別の生活状況を把握し、状況に応じ家賃等の減免制度を案内していく。
住宅新築資金等貸付金元利収入 (人権・男女共同参画推進課)	・住宅新築資金等貸付金元利収 入滞納繰越分の目標徴収率 5.5% ・滞納繰越分の目標徴収率 5.5%を達成するため行政法 律相談を活用しながら個別ケースごとに整理を行うととも に、償還困難な債務者の債権 については、不納欠損処分を 検討 【人権・男女共同参画推進課】	Δ	2年度滞納繰越徴収率 2.34% 貸付開始から40年以上経過しており(14年度以降は償還のみ)、 債務者の高齢化や厳しい経済状況の中、長期滞納者が固定化し、滞納 繰越分の徴収率向上が困難になっている。定期分納者を含む債務者に 対し、戸別訪問、電話催告などを実施し、分納額の増額や新たな納付 につなげることができた。 (滞納繰越分)	

下水道受益者負担金 及び使用料 (下水道課)	 ・受益者負担金(現年分)の目標徴収率 98.95% ・使用料金(現年分)の目標徴収率 97.78% ・滞納者には個別訪問や電話催告などを積極的に行うとともに、受益者負担金や使用料の必要性を理解してもらい、納付意識の向上を図り、徴収率向上に努める。 【下水道課】 	Δ	・受益者負担金(現年分)徴収率 98.71% ・使用料金(現年分)徴収率 80.31% 使用料については、特別会計から企業会計に移行したため、出納整理期間(4/1~5/31)がないので、3月31日時点での徴収率となる。(参考数値)5月31日時点での徴収率97.45% ・滞納者対策として、受益者負担金は、督促状を253件、催告書55件(過年度含む)。使用料金は、督促状 23,336件、特別催告書3,529件(過年度含む)発送して対応している。	・今後も現年度未納者に対しては、引き続き督促状により早期通知と年に数回催告書を送付することにより、未納額が少額のうちに、納付を促していきます。 ・3 年度は、納付が滞ってきた未納者に、臨戸徴収月間として、7月から 9 月に個別に自宅を訪問して徴収率向上に努めていく。
水道料金(水道部業務課)	・水道料金(現年分)の目標徴収率 99.6% 【業務課】	Δ	水道料金徴収率 99.47% 水道料金等関連業務包括委託により、水道料金収納業務を民間委託しており、未納付者へは毎月、督促状の送付、年 2 回の特別催告状の送付により滞納解消に努め、現年度の徴収率向上に力点を置き、滞納者が増加しないような取組を進めているが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の停滞により、支払い遅延の相談が多数あった。このため給水停止予告通知を発送しなかったことなどから、目標徴収率を達成することはできなかった。 ・督促状発送件数: 21,847件 ・特別催告書発送件数: 3,531件(過年度分含む)	毎月、督促状の送付、年 2 回の特別催告状の送付を実施。現年度の徴収率向上に力点を置き、滞納者が増加しないよう引き続き取組を進めていきます。また、分割納付者には年度内完納となる支払い計画を立てる指導をしていく。

所保育料	・引き続き、公立保育所におけ	0	<保育所任	呆育料口座捌	瑟替利用率>		(人)	
育課)	る保育所長の「声かけ」や、 私立保育所等における職員の			入所児童数 (延べ)	保育料 賦課児童数(□座振替依頼 児童数(延べ)	□座振替 利用率
	督促を実施するほか、児童手		元年度	27,247	15,053	3	13,850	92.01%
	当からの申出徴収等、これま		2 年度	28,382	8,277		7,384	89.21%
	での徴収対策を確実に継続実施		<保育所任	呆育料(現年	F分)>	(Ŧ	F円)	
	【保育課】			調定分	収入済分	収入未済	斉 徴収率	
			元年度	338,611	337,102	1,5	99.55%	
			2 年度	190,708	189,981	7.	99.62%	
			<保育所	呆育料(滞約	内繰越分)>			(千円)
				調定分	収入済分	収入未済	省 徴収率	不納 欠損分
			元年度	11,213	4,119	7,0	.094 36.74%	7
			2 年度	7,867	3,195	4,0	672 40.61%	10
			の連絡時 89.21% 現 39.21% 現 3 2 年 3 2 年 3 2 年 3 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2	に口座振替 り、2年度 となった(分保育料の) を実施し 督促状を送付 越分保育料に ことで納付	の説明を行ります。 前年比 2.8% 収納について ており、不能 けしている。 こついては、 機会を増加る	ハ、案内 実績)。 ては通い (27年) 27年) させてい	別用促進を図るためを送付すること 近べ 7,384 人 近代 7,384 人 時月の収納管理 送付後に納付が無 度:督促 12回 度から催告状に終 いる。更に催告が	で利用仮で、利用仮で、利用仮 (振替、収 (振かった未 (成者) (成者) (成者) (成者) (成者) (成者) (成者) (成者)
							り、児童手当から 行うことで、25	

効果を更に高めた。

額3,248,681円)となっている。

いては、適正に不納欠損処理を行った。

24 年度から制度化された児童手当からの徴収の申出については、徴収対策として有効な手段であることから、26 年度から毎年活用に努め、高い徴収率で滞納繰越額を圧縮している。2 年度は 78 件(徴収金

なお、地方自治法第236条第1項に基づき時効が成立したものにつ

27 年度以降実施している一連の徴収強化策は毎年効果を上げ、徴収率が高い水準で上昇を続けているため、取組を確実に継続する。

特に、保育所送迎時における保育課職員による保護者への直接納付指導は、納付や児童手当申出徴収に確実に結びつき、効果が特に高いことから、今後も継続して実施するとともに、課内のジョブローテンションにより徴収経験やスキルを持つ職員を増加させ、長期的に高い徴収率を維持できる体制を構築する。

学童保育所保育料 ・引き続き、登所や帰宅の際の 声掛け、滞納催告及び滞納者 (児童家庭課) の納付相談等、徴収率向上に 取り組んでいくとともに、現 年度重視の徴収対策を実施	0	(学童保育料(現年分)> (千円) 新たな滞納者を増やさないため、口座振替の促進、 毎月の督促と、年3回の催告を実施するとともに、電 30年度 148,312 145,104 3,207 97.84% 元年度 148,285 145,844 2,441 98.35% 納者については、確実に年度内納付するよう指導の徹底に努める。
【児童家庭課】		2年度 117,347 116,240 1,107 99.06% 〈学童保育料(滞納繰越分)> (千円) 調定分 収入済分 収入未済 徴収率 不納欠損分 30年度 5,968 1,237 4,414 20.73% 316 元年度 7,621 1,860 5,713 24.41% 48 滞納繰越分については、債務の確認の意味も含めら 月に催告を行う。その後、電話や面談による納付相談を行い、納付計画を作成し履行確認を徹底し徴収率の向上を図っていく。 また、児童手当からの徴収の申出の制度を活用し徴
		2年度 8,154 2,181 5,541 26.74% 432 収率の向上を図っていく。
徴収専門部署の設置 検討 ・先進事例の研究 【行政管理課】 ・徴収専門部署の設置 【行政管理課】	×	を受けた。

③ 補助金の在り方の検討

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
補助金の在り方の検討	・団体補助金について、全事務事	\triangle	団体補助金については、当該団体の活動を支援する立場で常	個別の補助金交付要綱が未制定のものについては、
	業の見直しを踏まえ、適正化に		に見直しを行い、団体との協議の中で必要性を見極めるととも	当該団体と十分な協議を実施し、補助金の必要性の検
(財政課)	向けて団体との協議を実施		に、効率的な事業実施の方策を検討することとし、随時適正化	証を行った上で要綱を制定する。
	・協議結果に基づき、補助金の見		に向けて団体との協議を実施している。また、必要な補助金に	また、住民監査請求が出された国際交流協会補助金
	直しを実施		ついては、透明性を確保する観点から補助対象経費や補助率を	において不適切な事務処理があったほか、他の補助金
	【財政課】		定める個別の交付要綱の制定を進めているが、2年度決算時点	においても補助金対象経費の確認や事業の監査などの
			において、団体への補助金のうち24件については、見直しに	事務に形骸化している実態が見受けられることから、
			当たって当該団体と協議中であることなどから、個別の交付要	補助金交付手続についても見直しを行う。
			綱が未制定となっている。	

④ 給付サービスの見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
給付サービスの見直し	・障害児通所給付費について、標	Δ	障害児通所給付費については、利用者のサービス利用状況を	新支給決定基準の運用を進め、事業所への定期訪
	準的な利用日数の算定、支給決		分析し、放課後等デイサービスの支給量の目安を22日/月	問、請求指導を実施し、引き続き適正な給付費の支給
(障がい者支援課、行政	定基準の改定、新支給決定基準		(一律)から14日/月(特別支援学校又は特別支援学級の児	を図る。
管理課)	の運用、事業所監査等の実施		童、療育手帳A以上の交付を受けている児童、指標該当児は+	
	【障がい者支援課】		8日)とし、支給決定基準を改定した。	
	・その他、扶助費が急増している	0	市独自福祉手当の支給及び重度心身障がい者医療費助成につ	引き続き、他の市単独給付サービスについても見直
	ため、市単独給付サービスにつ		いて、市の将来に向けて必要な施策を実現するため、福祉手当	しを行う。
	いて、常に見直しを実施		の支給対象者及び金額、医療費の自己負担額について見直しを	
	【障がい者支援課】		行った。	

⑤ 入札及び契約制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
入札及び契約制度の見	・予定価格の公表時期による応札	\triangle	予定価格の公表時期について、事前公表時の応札者数及び落	3年度までの実績により、予定価格の公表時期によ
直し	者数及び落札率を比較分析 【管財課】		札率と比較するため、2年度における応札者数及び落札率のデータを収集した。	る応札者数及び落札率を比較分析し、4年度中に予定 価格の公表時期を決定する。
(管財課)				
	・最低制限価格制度導入の検討 【管財課】	0	予定価格 300 万円超 1,000 万円未満の工事及び予定価格 300 万円超の建設工事等委託業務を対象として、「野田市最低制限価格制度実施要領」を策定し、2年4月1日から施行した。	4年度までの実績により、最低制限価格制度又は低入札価格調査制度による応札者数及び落札率を比較分析し、5年度中にそれぞれの適用範囲の見直しを検討する。
	一般及び指名競争入札の適用範囲見直しの検討 (管財課)	Δ	一般競争入札及び指名競争入札の適用範囲について、それぞれの応札者数及び落札率を比較するため、2年度における応札者数及び落札率のデータを収集した。	2年度までの実績により、一般競争入札及び指名競争入札の応札者数及び落札率を比較分析し、3年度中にそれぞれの適用範囲の見直しを検討する。

⑥ 使用料等の負担の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
使用料等の負担の適正 化 (行政管理課、市民 課、生涯学習課、関係 課)	・市外居住者料金及び市民火葬料の有料化の検討 「市民課、行政管理課】	Δ	市外火葬料の改定は、市報やホームページに加え葬祭業者に 周知した上で、2年7月1日から実施した。 市民火葬料有料化は、他市の使用料算出の考え方を参考と し、検討したが、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めな いことや、市外利用者の利用状況の推移を見極めることとした ため、具体的な実施時期や料金の設定までには至っていない。	市民火葬料については、2年7月1日から料金を 改定した市外利用者の利用状況の推移や、新型コロ ナウイルス感染症の状況を見ながら有料化の実施時 期等について検討する。
	・公民館等の減免基準の検討 【生涯学習課、行政管理課】	×	公民館等の減免基準の検討については、減免により実質無料化となっている公民館使用料の有料化について、一律に有料化することは、本来利用していただくための施設が利用されない状況も想定されることから近隣市の状況を確認し、対応することとしたが、コロナ禍において、生涯学習審議会を開催することができなかったことから、具体的な検討ができなかった。	コロナの収束状況を踏まえながら、生涯学習審議 会において、公民館等の減免基準について諮問でき るように検討を進めていく。
	・市外居住者料金の見直し 【行政管理課】	×	市外居住者料金については、検討が進んでいないことから見 直しには至っていない。	市外居住者料金の見直しについては、新型コロナウイルス感染症の影響から貸館の利用等は減少していることから、施設の利用状況等も踏まえて料金の見直しについて引き続き検討していく。

(6) 情報化の推進 ① 電子自治体への対応及び情報セキュリティポリシーの遵守

<u> </u>							
細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組			
電子自治体への対応及	・電子自治体の実現に向けて、新	Δ	マイナポータルにより子育てワンストップサービス(ぴった	電子自治体の実現(自治体デジタルDXの推進)に			
び情報セキュリティポ	たな技術について、先進自治体		りサービス)などオンライン申請のキーとなるマイナンバーカ	向けて、引き続き情報収集を行い、市民サービスの向			
リシーの遵守	の状況を視察するなど、導入に		ードを活用した手続が増加し、マイナンバーカードの申請者が	上となるものについては、積極的に導入の検討を行っ			
(行政管理課、市民	向けて積極的な検討を実施		増加傾向にあることから、本庁舎及び関宿支所で実施していた	ていく。			
課、関係課)	【行政管理課・市民課】		交付事務を2年6月から各出張所でも交付できる体制にし、交				
			付の促進に努めた。				

2 組織等の見直し (1)組織機構の見直し

① 組織の統廃合と組織体制の整備

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
組織の統廃合と組織体	・子ども部の新設	×	子ども部の設置に向けた関係職員との協議・検討を実施する	子どもに関する窓口の一本化をはかることを目的
制の整備	【行政管理課】		ことができなかったため、設置することができなかった。	とした(仮称)健康子ども部の新設等について、第
				1回行政改革推進委員会において、諮問・ご審議い
(行政管理課)				ただきました。
				今回の見直しでは、児童家庭部を健康子ども部
				に、保健福祉部を福祉部に名称変更し再編・強化
				し、保健センター(関宿保健センター)は、健康子
				ども部へ移管することにより関係課とのさらなる連
				携を図る。さらに、子ども支援室は、「すこやか相
				談室」と名称変更し、「発達・療育」に特化し、こ
				だま学園及びあさひ育成園と共に、健康子ども部へ
				移管する予定である。

 愛宕駅周辺地区市街地整備事務所、梅郷駅西土地区画整理事務所及び関宿土地区画整理事務所の事業の進捗に伴う都市整備課への統合【都市整備課、行政管理課】 	Δ	・愛宕駅周辺地区市街地整備事務所に係る愛宕駅東第一地区の 土地区画整理事業は元年 7 月 19 日に換地処分の公告がなされ、その後、2年9月10日に清算結了(土地区画整理事業完了)したことを受け、換地データ等は、都市整備課へ移管手続きが完了した。	
		・梅郷駅西土地区画整理事務所は、家屋等の移転が必要となる 地権者が残り1名となっており、この地権者は、長年移転交渉 を拒み続け、協議が出来ない状況であったが、元年度途中よ り、移転の協議に応じていただけるようになり、事業完了に向 け、直接施行を見据え協議を継続した。	が得られるか、協議が不調に終わり施行者自ら移転 を実施する事になるか重要局面を迎えており、現体
		・関宿地区土地区画整理事務所は、次木親野井地区について、28 年度に換地処分、翌年には清算金事務が開始され、現在、残る数名の権利者と清算金徴収事務を継続している。 なお、換地データ等は、28 年度内に都市整備課へ移管手続きが完了している。 台町東地区は、懸案の一つであった地区界確定が昨年度、完了するとともに地区内の公共施設移管完了に向け、公園整備工事に着手している。 元年度からは、関宿地区の市街地整備事業の計画及び調査に関し、圏央道五霞インターチェンジの特性を生かした関宿北部地区への工業団地整備の計画及び調査を進めている。	関宿北部地区の工業団地整備事業について、はや ま工業団地北側を候補地とし、概略事業計画の検討 や地権者説明会、民間開発事業者意向調査等を進

② 附属機関の整理合理化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
附属機関の整理合理化	・公募委員の応募者の増員を図る	0	公募委員の応募者の増員を図るために、引き続き市報、まめ	公募委員の募集は増加しているが、審議会によっ
	取組の実施		バス、東武野田線の市内駅舎へのポスター掲示、川間駅、七光	ては、応募者が少ないものもあるため、募集要項の
(行政管理課)	【行政管理課】		台駅、清水公園駅、梅郷駅前にある電光掲示板を活用した。	配布場所に公民館を追加した。

(2) 定員の適正化 ① 効率的な人材活用の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
効率的な人材活用の推進	・職員定数条例の改正 【行政管理課】	0	職員定数条例の一部改正を行い、2年4月1日から施行し た。	今後は、会計年度任用職員及び再任用職員を活用し バランスを見ながら定数管理をしていく。
(行政管理課)	会計年度任用職員の導入会計年度任用職員を計画的に拡大【行政管理課】	Δ	会計年度任用職員制度の導入に伴う職の整理等が完了しなかったことから、3年度までは暫定導入とし、この期間内に職の整理等を実施することとした。 会計年度任用職員については、市民課に2名、介護保険課に1名、障がい者支援課に1名のフルタイム会計年度任用職員を、3年度4月の繁忙期にも対応できるよう3年1月から配置した。	4年度の本格導入に向けて、12月議会に条例を上程する予定である。 引き続き、各課の業務内容を把握しながら会計年度 任用職員の配置が可能な部署に配置していき、職員を 柔軟に配置していく。

② 適正な職員配置の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
適正な職員配置の推進	・各課における事務事業の現状及	0	適正な職員配置ヒアリングを行い、適正な職員配置を実施し	引き続き、適正な職員配置を実施していく。
	び見通しを把握し、会計年度任		た。	
(行政管理課)	用職員や再任用職員を活用しな			
	がら、柔軟な職員配置を実施			
	【行政管理課】			

(3)給与の適正化 ① 給与制度の見直し

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
給与制度の見直し	・現給補償の廃止	0	27 年の給与制度総合的見直しに伴い実施してきた現給保障制度については、2年3月をもって廃止した。	
(人事課)	・市職員の給料表の最高号給を国 家公務員の俸給表の最高号俸に 改めることに伴う給料表の改定 【人事課】	0	市職員の給料表のうち、国の最高号給をさらに延伸した部分 について、2年3月をもって廃止した。	
	・会計年度任用職員制度の見直し 検討 【人事課】	Δ	会計年度任用職員制度については、4 年度からの本格導入に向けて、新しい給与制度の検討を行った。	4年度の本格導入に向けて、12月議会に条例を上程 する予定である。

② 各種手当の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
各種手当の適正化	・3級昇格までの期間の延長及び		3級昇格までの期間の延長及び3級の役職加算廃止に向け、	職員組合との交渉を継続実施する。
	3級の役職加算の廃止に向け		地方公務員法第 55 条第1項に規定する職員組合との交渉を行	
(人事課)	て、職員組合と交渉を実施		ったが、妥結するに至らなかった。	
	【人事課】			

③ 時間外勤務の適正化

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
時間外勤務の適正化 (人事課)	・時間外勤務の発生要因を分析 し、発生要因に応じた対策を講 じることで、時間外勤務を削減 する。 【人事課】	Δ	時間外勤務については、ノー残業デイの徹底、所属長による 職員への声掛けを実施し、職員の事務の進捗状況や必要時間等 について職員から直接聴取し、時間外勤務の理由や原因を把握 し、業務の平準化に努めている。 2年度の時間外勤務数時間数は約 100,600 時間(消防含 む)で、前年度と比較し、約 20,600 時間の減となった。要 因としては、元年度は、台風 19 号への対応や児童虐待事件等	
	クミケヴケロ啦♀ってのたま ち		に係る業務の増により時間外勤務が大幅に増加したことや、2 年度において新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、事業やイベントが中止になったこと等が挙げられる。	工+BIM 9 五/5 0 1 /5 0 1
	会計年度任用職員の活用を積極的に進め事務のやり方を大幅に見直し、時間外勤務の適正化を図る。【人事課】	Δ	会計年度任用職員制度については、4年度の本格導入に向け、会計年度任用職員が従事する職や業務内容等の整理を行った。	正規職員、再任用職員及び会計年度任用職員をバランスよく配置し、正規職員が本来行うべき業務に従事することで、職場全体の時間外勤務を抑制する。

(4) 職員の資質の向上 ① 人事評価制度の活用

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
人事評価制度の構築	・目標設定、難易度等の明確化を	Δ	評価者間の評価水準のばらつきを少なくすることを目的と	引き続き、評価者間の評価水準の平準化など、評価
	重点とした研修を実施		した評価者向けの研修は、新型コロナウイルス感染症予防を	精度の向上のため、評価者を対象とした研修を実施す
(人事課)	【人事課】		考慮し、各評価者に研修資料を配布した形で行い、適正な人	් ට ්
			事評価の実施に努めた。	
	・評価精度の向上後、昇給及び昇	\triangle	評価項目の追加や極めて高い又は低い評価に係る根拠理由	評価のばらつきを解消するため、引き続き評価方法
	格へ反映		の記載を求めるなど、評価方法等の見直しを行ったが、評価	等の見直しを行うとともに、評価結果である能力、実
	【人事課】		のばらつきが解消されていないことから、評価結果の昇給・	績を適正に昇給・昇格に反映できるよう検討する。
			昇格への反映を行うことはできなかった。	

② 職員研修の充実

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
職員研修の充実 (人事課)	・研修知識共有化の方針検討 【人事課】	0	研修に参加した職員には、研修資料や報告レポート等により、それぞれの職場で研修内容を共有するよう説明している。また、研修効果の浸透化を図る目的で、研修を外部委託から段階的に庁内講師に切替える方針とした。	3年度においては、主事級研修及び主任主事級研修において外部委託から庁内講師への切替えを実施した。今後においても、庁内における指導者数を増やしていく。
	・効果検証結果、要望調査結果を 踏まえた研修の拡充	0	職員に対する要望調査結果を踏まえ、元年度において問題解決能力研修を実施し、また、業務遂行上の専門知識の向上を図るため、2年度の外部機関研修予算を増額し、例年より受講者を増員させる予定とした。実際には新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止となった研修が多く生じた。なお、研修の中止を受け、通信教育を希望する職員が多かったことから、外部機関研修に係る委託料等の予算を流用し、希望する職員に対し通信教育の受講を認めた。	職員の能力の向上、学んだ知識等の業務への活用のため、限られた予算の中で効率的に多くの職員が参加できるよう検討する。また、3年度に改めて職員に対する要望調査を実施する。
	各種研修の実施及び効果検証 【人事課】	0	研修を修了した職員からの受講報告書から研修の理解度、 達成度等の評価を集計し、結果を外部講師にフィードバック している。また、職員が受講したい研修内容や伸ばしたいと 考えている能力を確認し、次年度以降の研修内容の見直しや 新たな研修科目の設定に反映している。	受講報告書の集計を元に効果的な研修であったかを検証し、また、職員の要望等を踏まえ、結果を次年度以降の研修計画へ反映をさせる。

- 3 公共施設等の適正な維持管理 (1)ファシリティマネジメント(施設の長寿命化計画)の基本方針の推進
- ① ファシリティマネジメント (施設の長寿命化計画) の基本方針の推進

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
ファシリティマネジメ	• 施設の劣化状況の把握	\triangle	施設の劣化状況の把握は、「施設管理者等による施設点検マ	施設の現状把握と適正な管理に有効と考えられる
ント(施設の長寿命化	・施設の空調機器について、日常		ニュアル」に基づき、施設管理者が実施した日常点検チェック	包括管理業務委託を導入する。
計画)の基本方針の推	点検を徹底するとともに、市が		シートを営繕課に集約し、各施設の劣化状況を把握した。	「施設管理者等による施設点検マニュアル」に基
進	責任を持ってフィルター清掃を			づき、施設管理者が実施した日常点検チェックシー
	実施		施設の空調機器は、「空調機器点検方針」に基づき、定期的	トを営繕課に集約し、各施設の劣化状況を引き続き
(営繕課、関係課)	別紙のファシリティマネジメン		に、空調機器の保守点検と、清掃業者によるフィルター清掃を	把握する。
	トの基本方針に基づき各施設の		実施した。	「空調機器点検方針」に基づき、定期的に、空調
	改修等を実施			機器の保守点検と、清掃業者によるフィルター清掃
	【営繕課、公共施設適正管理対策		各施設の改修は、総合計画実施計画において「中央公民館	を引き続き実施する。
	担当、関係課】		耐震化長寿命化事業」、「福田体育館耐震化長寿命化事業」	ファシリティマネジメントの基本方針に基づく整
			がファシリティマネジメントの基本方針に基づく事業計画と	備を引き続き実施しつつ、市長を筆頭とする主管者
			して位置づけられており、中央公民館は、元年度に構造補強	で構成する庁内会議及び事務局となる臨時の組織を
			を実施した。	設置し、公共施設等の適正な維持管理に向けた方策
			福田体育館は、耐震に向けた改修を計画していたが、新型	を検討する。
			コロナウイルス対策の影響もあり、国庫補助等の財源を含め	
			改修スケジュールを再検討していくこととした。	

(2) 民間施設の有効活用

① 民間施設の有効活用

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
民間施設の有効活用	・超高齢化社会の到来により地域		既存の民間施設の活用に向けて、主管者で組織する民間施	民間施設有効活用検討委員会において施設の活用
(行政管理課、関係課)	における行政サービスの提供や 地域住民の交流拠点としての施 設が必要になることから、その 整備に当たり、既存の民間施設 の活用を含め検討し、必要性や 実現可能性の高いものから順次		設有効活用検討委員会を設置し、活用できる施設の洗い出し等を行ったが、活用の決定までには至らなかった。	に向けた検討を行っている。 そのうち、愛宕駅前のヨークプライス野田店の空 きテナントに出張所を設置していくこととし、4年 2月1日の開設に向け準備を進めている。 さらに、船形中央会館については、地域コミュニ ティの核としての具体的な有効活用方法及び市への
	整備【行政管理課】			無償譲渡までの手続きについて、地元への説明会を行った上で、今年度中の無償譲渡を目指していく。

(3) 公有財産の有効活用

① 未利用地の有効活用及び処分

① 末利用地の有効活用が		πη∢Ω ∢+ π	阳绝中态	△ ¼ Λ [□] Π¢□
細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
未利用地の有効活用及び処分 (管財課)	・行政財産として利用が見込めない土地を普通財産に移管し、他部署で利用の可能性があるかを検証し、新たな処分候補地及び貸付地を選定(狭小や不整形な土地について、処分候補地とするか、貸付地とするかを検討)		・28年度、元年度にそれぞれ行政財産から普通財産に移管 した2件の土地及び過去に一般競争入札を実施して不調となった土地の合計3件を売払い候補地として選定した。 3年3月に各課に行政財産としての利用が見込めない土地 の有無の調査を行った。	・財産処分審査委員会の審査を経て、3年7月1 5日に市有地一般競争入札(郵便型入札)の公告を 行い、9月14日に開札を実施したところ、3件全 てで応札があり、合計で95,300,000円の 土地売買契約を締結した。 行政財産としての利用が見込めない土地の調査結 果を取りまとめ後に普通財産に移管し、新たな処分 候補地とするために課題がある場合は整理を行った 上で、財産処分審査委員会の審査を経て一般競争入 札を基本として売払いを実施する。
	・検討した内容を踏まえ、貸付けが見込める土地(看板用地の貸付けなどでの活用)の貸付けを実施		・狭小、不整形で普通財産となっている土地の中で、隣接者の買取り希望がなく、千葉県屋外広告物条例により屋外広告物を掲載することができる3か所を選定し、一般競争入札に付すための入札募集要領を作成した。	・3年4月30日に一般競争入札による市有地(広告看板設置)一時貸付けの公告を行い、5月26日に開札を実施したところ、1か所応札があり、3年9月1日から8年8月31日までの5年間で500,000円の一時貸付(広告看板設置)契約書を締結した。 引き続き、行政財産として利用が見込めない狭小及び不整形な土地は、普通財産に移管した上で、隣接者に買取り希望の有無を確認し、買取り希望がなく看板用地としての貸付けが可能な土地は、一般競争入札を実施する。
	 インターネットオークションによる売却手法の導入を検討 選定した新たな処分候補地とー旦凍結している土地のインターネットオークションによる公売を実施 【管財課】 	Δ	インターネットオークションを運営する会社から、2年度 末でサービスを終了するとの通知があったが、オークション 事業の地位を承継する新たな会社が出たことから、引き続き オークションを利用することとした。 インターネットオークションは、入札参加者を広く募集す ることができるが、落札された場合、落札額の3%(消費税 別、4年度からは5%)のシステム利用料が発生することから、1回目はこれまでと同様に市のホームページ、市報、 (一社)千葉県宅地建物取引業協会東葛支部への周知により 一般競争入札を実施し、不調となった場合には、インターネットオークションによる公売を検討することとした。	一般競争入札を実施し、不調となった場合にインターネットオークションによる公売の実施を検討する。 売払いを一旦凍結している土地は、処分候補地としての情報を市のホームページに掲載し、買取り要望が出た場合、不動産鑑定を実施した上で一般競争入札を基本として売払いを実施する。

・ 旧教職員住宅の解体及び土地の	0	2年4月15日に建物解体条件付きの市有地制限付一般競争	
処分を一括で行う、市有地制限		入札の公告を行い、7月30日に開札した。	
付一般競争入札を実施		不動産鑑定を実施し、土地の価格から建物解体費を差し引	
【管財課】		いて最低処分価格を-748万9千円と設定したが、5者か	
		ら入札参加申込みがあり、野田市鶴奉13番地 株式会社坂	
		斉建設が1,050万円で落札し、8月12日付けで土地売	
		買契約を締結した。	
		土地売買契約の締結後6か月以内を解体期限とした3年2	
		月11日までに解体・撤去が完了し、2月12日に管財課職	
		員が立ち会って確認した。	

② 公共物への有料広告の掲出

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
公共物への有料広告の	・新たな広告媒体の活用を検討	Δ	3年度予算編成において、新たな財源確保策として多くの所	3年8月2日から3年8月31日まで、管財課が所
掲出	・有料広告に限らず、ふるさと納		属から広告媒体の活用に向けての提案があった。	管する軽乗用車15台と青少年課が所管する青色回転
	税やクラウドファンディングな		また、ふるさと納税を活用したクラウドファンディングによ	灯装着車1台(トヨタノア)の両側ドア面に広告を掲
(行政管理課)	どによる財源調達について検討		り野田市にコウノトリが長期滞在し、繁殖するための環境づく	載する募集を行ったが、応札者はなかった。
	【行政管理課】		りを進めていくために目標金額を220万円で設定し102件	引き続き、財源確保策としての広告媒体の活用を実施
			302万円の寄附を頂いた。	していくとともに、ネーミングライツについては募集
			公共施設等のネーミングライツについて、3年度中に募集で	開始に向けて事務を進めていく。
			きるよう対象施設等の選定、実施要領の作成等の検討を行っ	
			た。	

(4) 行政サービスの広域化① 自治体間の連携

細項目	計画内容	取組結果	取組内容	今後の取組
自治体間の連携	・既存の行政サービスについてー	×	一部事務組合等の活用及び県外との連携(圏域)について	一部事務組合の活用事例について、調査・研究し
(企画調整課、行政管	部事務組合等の活用を検討		は、検討ができていない。	ていく。
理課)	【行政管理課】			
				「圏域」については、総務省の自治体戦略 2040
	・本市の地理的特性を踏まえ、埼			構想戦略会議において報告されたが、地方制度調査
	玉県及び茨城県の団体との連携			会における2年6月26日付け答申においては記載
	についても積極的に検討			されなかった。
	【企画調整課】			このため、圏域を活用した広域化の検討について
				は見送り、現在県外で組織されている一部事務組合
				等を含めて情報収集するとともに、本市にとって効
				果の出るものであるかを検証していく